

佐賀県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年二月二十二日から平成二十三年三月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
<p>県道 多久若木線</p>	<p>多久市西多久町大字板屋六二三六番 二地先から 多久市西多久町大字板屋八〇三二番 一地先まで</p>	<p>平成二三・二・二二</p>
	<p>多久市西多久町大字板屋一二五六三 番地先から 多久市西多久町大字板屋四八七四番 三地先まで</p>	<p>〃</p>